政令

特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年七月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百六号

特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定複合観光施設区域整備法の施行期日は、令和三年七月十九日とする。

内閣総理大臣　菅　義偉
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令をここに公布する。

御名御璽

令和三年七月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百七号

特定複合観光施設区域整備法関係手数料令

内閣は、特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百三十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国に納付する手数料の額）

第一条　特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第二百三十三条第一項の規定により国に納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。）　法第百五十一条第一項又は第二項の検定（以下「検定」という。）一件につき、次のイ及びロに掲げる額の合計額に二万二千二百円（カジノ関連機器等輸入業者に係る検定にあっては、二万三千円）を加えた額

イ　当該検定に必要な試験項目（法第百五十一条第三項第一号に規定する技術上の規格の内容に応じ、当該規格に適合するかどうかを審査するための試験の項目であって、カジノ管理委員会規則で定めるものをいう。以下このイにおいて同じ。）に係る試験項目別費用額（試験項目ごとに、当該試験項目に係る試験を実施するための費用につき実費を勘案してカジノ管理委員会規則で定める額をいう。）の合算額

ロ　十五万二千四百円（電磁的カジノ関連機器等のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る検定にあっては、十一万二千九百円）

二　法第二百三十三条第一項第五号に掲げる者であって、指定試験機関が行う試験を受けたもの　検定一件につき、前号ロに掲げる額に一万二千四百円（カジノ関連機器等輸入業者に係る検定にあっては、一万三千百円）を加えた額

三　法第二百三十三条第一項第六号に掲げる者　検定一件に必要な試験につき、第一号イに掲げる額

2　前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の電子情報処理組織を使用する方法により同法第三条第八号に規定する申請等をする場合における手数料の額は、前項各号に定める額から二百五十円を減じた額とする。

3　第一項第一号及び第二号に掲げる者に係る検定の申請について、カジノ管理委員会が、電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備等が、法第百五十一条第三項第二号に規定する基準に適合するかどうかを審査するため、その職員を、当該設備等の所在地に出張させる必要があると認める場合における手数料の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項第一号及び第二号に掲げる者について前二項の規定により算出した額に、それぞれ次に掲げる額の合計額を加えた額とする。

一　職員二人が当該出張をすることとした場合における国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により支給すべきこととなる旅費の額に相当する額（次号及び次項において「旅費相当額」という。）

二　八万円に、当該出張に係る旅費相当額の計算の基礎となる旅行日数を乗じて得た額

4　前項の場合において、当該職員は一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一イの行政職俸給表㈠に掲げる職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算することとし、旅行日数その他旅費相当額の計算に関し必要な細目は、カジノ管理委員会規則で定める。

（国に納付する手数料の納付方法）

第二条　前条の手数料は、検定の申請に係る書類に当該手数料の額に相当する収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、カジノ管理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

（指定試験機関に納付する手数料）

第三条　法第二百三十三条第二項に規定する者が同項の規定により指定試験機関に納付しなければならない手数料の額は、検定一件に必要な試験につき、第一条第一項第一号イに掲げる額に十二万九百円（電磁的カジノ関連機器等のうちカジノ管理委員会規則で定めるものに係る試験にあっては、六万九千百円）を加えた額とする。

2　前項の手数料は、法第百六十三条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

附　則

この政令は、法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年七月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百八号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四百五十七号を第四百五十八号とし、第四百五十二号から第四百五十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四百五十一号の次に次の一号を加える。

四百五十二　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）